

訪問看護ステーションありす（介護保険）料金表

R6.6～改正

訪問看護利用料について

*利用者負担額＝単位数×地域単価 10.21×介護保険自己負担割合（1～3割）

○看護師による訪問	要介護	要支援
20 分未満（夜間・早朝・深夜）	314 単位／回	303 単位／回
30 分未満	471 単位／回	451 単位／回
30 分以上 60 分未満	823 単位／回	794 単位／回
60 分以上 90 分未満	1128 単位／回	1090 単位／回

○理学療法士などによるリハビリ訪問	要介護	要支援
40 分	588 単位／回	568 単位／回

早朝・夜間加算（6 時～8 時、18 時～22 時）	基本単位の 25% 増し／回
深夜加算（22 時～6 時）	基本単位の 50% 増し／回
初回加算（Ⅰ）：退院当日	350 単位／月
初回加算（Ⅱ）	300 単位／月
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600 単位／月
特別管理加算（Ⅰ）	500 単位／月
特別管理加算（Ⅱ）	250 単位／月
退院時共同指導加算	600 単位／回
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	30 分未満 254 単位、30 分以上 402 単位
長時間訪問看護加算（訪問が 90 分を超えた時）	300 単位／回
ターミナルケア加算	2500 単位
看護体制強化加算（Ⅰ）	550 単位／月
介護予防看護体制強化加算	100 単位／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6 単位／回
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円／月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780 円／月

*20 分未満の利用は、日中に 30 分以上の定期的訪問看護が行われている場合に算定します。

*計画外の緊急訪問を行った場合は 1 ヶ月のうち 2 回以降には所要時間に応じた所定単位を算定し、かつ、早朝・夜間・深夜加算が付きます。

*利用料金の総合計端数は、切り捨て計算となります。

*準看護師の訪問看護は所定単位数の 90/100 算定となります。

*利用者負担額（1 割～3 割）は、1 回の訪問にかかる負担金額ですが、要介護度別居宅介護サービス支給限度

額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となる場合があります。

- * 緊急時訪問看護加算の契約をいただく方には、専用の電話番号をお知らせしますので、24 時間電話連絡が可能です。状況に応じて夜間や早朝、休日の緊急訪問にも対応します。

その他の費用

訪問にかかる交通費	東海市、知多市、大府市、東浦町、常滑市は不要
	その他の地域は、1km ごとに 20 円実費負担となります。
ご遺体のケア	20,000 円

キャンセル料

- * 利用者からのサービス利用の中止について、なるべく当日の朝までにご連絡いただき、予定されたサービスを変更・中止することができます。キャンセル料は発生しません。
- * ご連絡の無いまま訪問時に不在であった場合については、利用者に 2,000 円のキャンセル料を負担していただきます。
- * 止むを得ない事情による、当日のサービス変更・中止は、その都度ご相談させていただきます。

利用料金支払方法

毎月 15 日前後に前月分の請求書と前々月分の領収証をお渡しします。

- * 利用者の指定口座からの自動振替の場合。

利用料は 1 ヶ月単位とし、当該月の利用料は、翌月の 27 日に利用者が指定する口座から毎月振替えます。(27 日が土・日・祝日の場合は、その翌日)

* 現金払いの場合

利用料は 1 ヶ月単位とし、当該月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。

料金は訪問時にご集金させていただき、領収書を発行いたします。

上記内容説明を受け確認同意しました。

年 月 日

ご利用者本人またはご家族等 _____ ㊞